

県境を跨ぐ人の移動の制限の内容(警戒レベル3「県内注意」「県外警戒」のとき)

2020年5月18日現在

～静岡県独自のもの～

変化があり次第、時点更新します。

(注意:この評価は、あくまで静岡県独自のものである。県外に行く場合は、到着地や経由地が、県外者にどのような行動制限をしているかを確認してください)

| 到着 地 出発地 (1)~(5) | (a~e) | a) 静岡県 | b) 累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県 | c) 累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県 | d) 累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県等 | e) 特定警戒都道府県 |
|-----------------------------------|---|----------------------------|--------------------------|-------------------------------|---|--|
| ① 静岡県 | (1) 静岡県民が a)、b)、c)、d)、e) に行く場合 | 新しい生活様式の徹底 | 新しい生活様式の徹底 (控え目に) | できる限り回避 | 回避 | 回避を徹底 |
| ② 累計感染者数が少なく、感染が限定的な近隣県 | ② から静岡県へ来る方へ 自粛を要請しない (静岡県内では新しい生活様式の徹底をお願いします) | ② は 山梨県 | - | - | - | - |
| ③ 累計感染者数が少なく、感染が限定的な中長距離都道府県 | ③ から静岡県へ来る方へ できる限り自粛を要請 | - | - | ③ は ①、②、④、⑤ 以外の県 | - | - |
| ④ 累計感染者数が多いが、現在は感染が限定的な都道府県等 (注3) | ④ から静岡県へ来る方へ 自粛を要請 | (注3)等とは、その都道府県の方針により④とするもの | - | - | ④ は 愛知県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、富山県、愛媛県、福岡県 (注2) (注1) | (注1)5月18日、中部圏知事会共同メッセージで、県境を跨ぐ不要不急の移動の自粛を申し合わせたため④とした。 |
| ⑤ 特定警戒都道府県 | ⑤ から静岡県へ来る方へ 自粛の徹底を要請 | - | - | - | (注2)愛媛県は、過去2週間以内にクラスターが発生したため。 | ⑤ は 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県 |